

浪江町住民説明会 Q&A（主な質問）

【放射線に関する質問】

Q：年間 20mSv 以下という基準は、帰町するための基準なのか。

（A：内閣府）

年間 20mSv 以下という基準は、今回の警戒区域と計画的避難区域の見直しにおける基準であり、年間 20mSv 以下の区域は、「避難指示解除準備区域」相当に該当する地域としています。その地域では、立入規制の緩和やそれに伴う復旧作業の進展などが見込まれます。帰町するには、避難指示の解除が必要ですが、それについては、線量の状況のほか、日常生活に必須なインフラや生活関連サービスの復旧状況等を踏まえた上で、町と協議をして検討を進めます。したがって、避難指示は、区域の線量が年間 20mSv を下回ったことのみをもって解除されるということではございません。

Q：事故の前(1mSv)に戻るのが基本的な考えではないのか。それが解除の条件になるのではないか。

（A：内閣府）

国の方針として、現状復帰をする、事故前のレベルに近づけるという視点で長期的に追加被ばく線量年間 1mSv 以下を目指して除染を進めます。

他方、避難指示の解除は、線量の状況のほか、日常生活に必須なインフラや生活関連サービスの復旧状況を踏まえた上で、町と協議をして検討を進めます。

Q：除染により年間 1mSv 以下にすることは、現実的に可能なのか。

（A：復興庁）

すべての範囲を一度に除染しようとする、どうしても相当な時間がかかってしまいます。そのため国としては除染実施については優先順位を付け、まずは普段生活している所から順に除染を行うこととしています。

具体的には、住宅地、農地、道路、公共施設および、そこから 20m 以内の範囲の森林については、平成 25 年度までに除染をしていく方針であり、20m より先の森林については、現在こういった方法で対応することが効果的なのか検討しています。

政府全体として、長期的には年間積算線量 1mSv 以下を目指し、平成 25 年度以降につ

いても、引き続きモニタリングや除染の対応等を行っていきます。

Q：除染の範囲を教えてください。

(A：環境省)

除染の範囲については、資料「浪江町における除染の進め方について」2ページの図の太枠の地域をすべて一度に除染しようとする時間がかかってしまうので、優先順位を付け、皆さんが普段生活している所から順に行います。

具体的には、住宅地、道路、農地およびこれらの近隣の20mの森林を平成25年度までに除染していきます。20mより先の森林については、現在こういった方法で対応するのが効果的なのかを検討してるところで、具体的な対応については、もう少しお時間をください。

なお除染の目標については、現在、町と調整中の除染実施計画において、線量に応じて2つの基本方針を定めています。年間積算線量が20mSvから50mSvの地域については、20mSv以下に下げる。年間積算線量が20mSv以下の地域については、長期的に年間1mSv以下になることを目指します。

Q：区域見直しを進めているが、建物の中の線量はどうか。国の遮蔽の計算よりも実際には高い家もある。

(A：内閣府)

建物内部の線量は様々な状況が考えられるため、一概に回答できませんが、屋内の線量については、建物の遮蔽効果を考慮し、概算で予測しています。

Q：新聞では放射性物質は一切出ていないとあるが、実際は出ているのか。

(A：内閣府)

現在、1～3号機の原子炉建屋より最大で見積もって毎時0.1億ベクレルの放射性物質が放出されています。これは、敷地境界付近で年間に0.03mSvの追加的な被ばく線量となっています。放出されている主な放射性物質は、セシウム134および137となっています。

国では、廃炉に向けた中長期計画を月1回発行しており、浪江町を含めて近隣市町村に伝えるとともに、ホームページにも掲載しています。

Q：土壤の放射線量の測定もお願いします。土壤の放射性物質に関する国の考え方を聞きたい。

(A：内閣府)

土壤に付着をしているセシウム等の放射性物質から、ガンマ線等の放射線が放射されており、これを空間線量として測定しています。

土壤中の放射性物質については、文部科学省を中心にモニタリング調査を定期的に行っており、その結果もホームページ上で公開しています。

【賠償に関する質問】

Q：事故時点から6年で全損とし、避難指示の解除時期に応じた割合分を賠償するということが、実態は規制があって家には帰れないし、不動産の管理も出来ない状況にある。雨漏りや家畜の侵入等によって事実上全損状態になっているものも多い中で、このような対応は問題があるのではないか。

(A：資源エネルギー庁)

解除時期に応じた割合分の賠償は損害を推認してお支払いする額としており、実際の損害が上回る場合については推認額を超えてお支払いをすることとしています。したがって建物が全損状態であれば賠償でも全損扱いとなります。

Q：床や畳が住める状況でなくなっている。本来であれば建物を解体して撤去していただきたいくらいである。

(A：資源エネルギー庁)

建物中の畳などの損害は、地震の影響であっても長期間放置されたことによる汚染として、原子力災害の賠償対象になると考えています。このため、室内の畳の交換、清掃等については建物に係る財物賠償の中でお支払うこととしています。(全損ではなく)一部賠償の場合でも実際の損害が賠償額を越えた場合には、財物価値(全損)を上限として賠償することとなります。

(A：東京電力)

賠償開始の時期は現時点では決まっていますが、清掃費用等も含めて、財物賠償としての対応を考えています。

Q：賠償の精神的損害の月10万円というのは安い。避難生活による精神的ストレスというものは大変なもの。

(A：資源エネルギー庁)

10万円が生活費を含んだ精神的損害の額として非常に安いというご指摘は多く寄せられています。一方、いろいろな被害形態、避難形態がある中で妥当な額を決めることは非常に難しく、早急に10万円を20万円、30万円という額に決めることは難しいと考えています。このため、生活の激変による増加生活費が10万円では足りないという場合には少しでもできることはないかということをご町とも協議していきたいと考えています。

Q：一括支払いの場合の精神的賠償は、5年分を受け取ると終了してしまうのか。

(A：資源エネルギー庁)

原子力損害賠償紛争審査会の指針では、避難指示の解除がされた後でも相当期間の賠償は続くことになっています。相当期間の考え方については、まだ具体的に決まっておりませんが、こういった内容で賠償は続くということとなっています。またこれに限らず被害者の実情に応じで対応していくこととなります。

Q：登記されていない建物は賠償の対象にならないとあったが、課税対象になっているので賠償の対象にすべきではないか。

(A：資源エネルギー庁)

建物が未登記となっている場合は、固定資産税の納税者を所有者とみなす形で賠償する方向で考えています。

ただし、登記がされていないため、所有者と断定することは難しいことから、当該納税者の方に権利関係についての事情を東電に説明してもらう必要があると考えています。

いずれにしても未登記の建物だからと言って賠償されないわけでは無く、固定資産税の台帳上の納税義務者であって、常に税金を納めており、そこに住んでいれば、事実上所有者とみなせるような確認方法を考えています。

また登記の名義人が違う場合については、その原因が相続された方である場合には相続人すべての実印を集めてもらい、これを東電が確認するなどの方法による所有者確認を考えています。

Q：一律賠償をどのように考えているのか。

(A：資源エネルギー庁)

建物賠償の具体的な内容ならびに開始の時期については現在検討をしていますので、あらためてご案内させていただきます。

Q：家財の賠償基準でいう子どもとは何歳までか。

(A：資源エネルギー庁)

18歳未満の方を子どもとしています。

Q：避難指示の解除は、生活に必須なインフラや生活関連サービスの復旧後、町との十分な協議を踏まえて実施する、ということだが、町としては帰還は6年後と宣言している。浪江町全世帯を全損扱いで一括で考えて良いのか、そういう返事がもらえるのか。

(A：内閣府)

避難指示の解除は、原子力災害対策本部長たる内閣総理大臣が行うこととなっており、区域の見直しの後に、線量の状況のほか、日常生活に必須なインフラや生活関連サービスの復旧状況を踏まえた上で、町と協議をして検討を進めます。

現在、財物賠償の対象期間として議論になっている「解除見込み時期」についても同様ですが、町で検討された復興計画にある「6年間帰ることができない」という考えを踏まえながら、今後、国と町との間で一つ一つ突き合わせをしていきます。

Q：宅地・住宅に関する権利等の扱いについては、損害賠償後も所有権は持ち主に残るのか。

(A：資源エネルギー庁)

全損扱いとなる区域については価値分のすべてを東京電力が賠償することとなるので、当事者の間では所有権を東京電力が取得できることとなりますが、今回は東京電力が所有権を取得しないこととしています。

しかしながら、被害者が当該宅地・住宅を反社会勢力に転売するなどした場合、トラブルになるおそれがあることから、全損となる宅地・住宅については解除まで転売の禁止、全損で無い場合は、損害賠償請求権だけは被害者に保持してもらう契約を交わすこととしています。

Q：実際の修復費用が賠償額を超える場合の相談にはいつ応じるのか。

(A：東京電力)

現時点では、いつから開始するのか決まっています。

Q：財物と家の補償を合わせても、同じ家を建てるのには足りない。他の場所でも、同じように1軒建てる分のお金を賠償していただきたい。人数や放射線量ではなくて、それくらいの補償を出していただけるのか。

(A：資源エネルギー庁)

基本的には事故前の価値について賠償することが財物賠償の原則となっています。財物賠償ではありませんが、今回の賠償基準の別途特別な努力や、精神的損害の一括払い等によって一定程度生活再建に必要な資金として配慮したと考えています。

さらに被害者の方々の今後の生活再建の状況を踏まえまして、必要な検討を行ってまいります。

Q：宅地の賠償について区域に係わらず全損扱いにするべきだと思う。

(A：資源エネルギー庁)

宅地の賠償基準につきまして、東京電力が被害者の方々の不動産や建物に発生させた損害など使用できないことによる損害を算定する方法をとっています。

全額で賠償すべきといったご意見については、賠償紛争審査会に伝えます。

【高速道路の無料化について】

Q：高速道路で県外から県外だと無料にならないが、避難してる方に通行証を発行して家族間の行き来は無料にできるように計らっていただきたい。

(A：復興庁)

現在、県外から県外へのご利用の場合は対象になっていません。

今後、ご指摘いただいたことをきちんと受け止めて、できるかどうか関係省庁と一緒に考えていきます。

【区域解除についての質問】

Q：最終的な避難解除は誰が行うのかはっきりさせてください。

(A：内閣府)

避難指示の解除につきましては、原子力災害対策本部長たる内閣総理大臣が行うこととなっており、線量の状況のほか、日常生活に必須なインフラや生活関連サービスの復旧状況を踏まえた上で、町と協議をして検討を進めます。

【復興公営住宅についての質問】

Q：復興住宅の現状は、いまどのようなになっているのか。

(A：復興庁)

福島復興再生特別措置法が今年3月に成立しました。この特別措置法を基に復興住宅の整備を進めていきます。

進める場合には、県や受入自治体との調整が必要となるため、早い段階で目処を立てていきたいと考えています。また、県の方でも予算を確保され、先行的に住宅の整備準備を始めたところでもあります。今後は住宅についての意向調査をさせていただき、住民の方々の意見も踏まえながら、計画を立て進めていきます。

【仮置き場に関する質問】

Q：仮置き場での保管期間は搬入から3年程度とあるが、程度という言葉で5年経っても6年経っても、程度として扱われては困る。信用できるのか。

(A：環境省)

除染により除去土壌等が多く発生するため、仮置き場に3年程度保管し、中間貯蔵施設に搬入します。

中間貯蔵施設については、平成27年1月の供用開始ができるよう、国として最大限の努力をしていきます。

【町としての考え】

国および東京電力からの回答は、ご覧になられたとおり、十分な内容となっていないものが多々あります。

町としても、町民の皆さんにとって納得できる回答や対応がなされるよう、引き続き求めていく考えです。